



Wセミナー/司法書士講座@

# 民法 〈総則·債権〉

# ✓セミナー司法書士講座 体験入学用テキスト

この冊子は早稲田経営出版刊行の『司法書士 スタンダード合格テキスト1 民法<総則・債権>』の中から第1回講義範囲部分を、Wセミナー司法書士講座の体験入学用に抜き刷りしたものです。なお、実際の『司法書士 スタンダード合格テキスト1 民法<総則・債権>』の本文は617ページあります。

また、後半のページには、内部教材の『トレーニング民 法第1回』、『ミニテスト民法第1回』も掲載しておりま すので、併せましてご参照いただけたら幸いでござい ます。

# 合格はスタンダードにある。

Wセミナーの総力を結集。新時代のテキスト、登場。



早稲田経営出版

# はしがき

司法書士試験は、合格率3%程度と、数ある国家試験の中でも最難関の資格のひとつに位置づけられています。また出題科目も多く、学習すべき範囲が膨大であることも司法書士試験の特徴のひとつです。このため、学習がうまく進まなかったり、途中で挫折してしまう方がいらっしゃることも事実です。

では、合格を勝ち取るために必要な勉強法とはどのようなものでしょうか。

Wセミナーでは、長年にわたり司法書士受験生の受験指導を行い、多くの合格者を輩出してきました。その経験から、合格へ向けた効率的なカリキュラムを開発し、さまざまなノウハウを蓄積してまいりました。そしてこの度、その経験とノウハウのすべてを注ぎ込み、合格のためのテキストの新たな基準をうちたてました。それが、本シリーズ「司法書士 スタンダードテキスト」です。

本シリーズは、司法書士試験の膨大な試験範囲を、科目ごとに11冊にまとめました。また、法律を初めて学習する方には使い勝手のよい安心感を、中・上級者にとってはより理解を深めるための満足感を感じていただけるような工夫を随所に施しており、受験生の皆さまの強い味方になることでしょう。

「民法」は、司法書士試験において最重要の科目です。これに続く不動産登記 法や民事訴訟法なども、民法の理解が大前提です。そのため、本書では、民法を しっかり理解していただくように、条文や重要な判例を数多く掲げ、これらを分 かりやすく解説しています。また、過去の本試験で出題された論点については、 該当箇所にその出題年次を掲げていますので、司法書士試験における各論点の重 要度が一目で分かる形となっています。

司法書士を志した皆さまが、本シリーズを存分に活用して学習を深めていただき、司法書士試験合格を勝ち取られることを願ってやみません。

平成25年2月

Wセミナー/司法書士講座 講師・教材開発スタッフ一同

# ●●●● 本シリーズの特長と使い方 ●●●●

# 特長 ] 法律論点を視覚的に理解できる!

ケーススタディが豊富に設けられ、具体例が示されているので、法律論点を 具体的・視覚的に理解でき、知識の定着を促します。

# ・特長2 学習に必要な情報が満載!

重要条文はもれなく掲載されており、その都度、六法にあたる手間を省くことができます。また、本試験の出題履歴も表示されており、重要箇所の把握に大いに役立ちます。

# 特長3 学習しやすいレイアウト!

行間や余白が広いため書き込みがしやすく, 情報をこのテキスト一冊に集約 できます。また, 細かな項目分けがなされているため飽きずにスラスラ読み 進むことができます。

# **Topics** ←方向感!

何を学習するのか, どこが重要かを明らかにすることで, 学習の目的や方向性を明確にすることができます。

# ケーススタディ ←臨場感!

具体的な事例や図を用いることによって、複雑な権利関係や法律論点を分かりやすく解説しています。質問形式で始まるため、まるで講義を受けているかのような臨場感を味わいながら読み進めることができます。



認められるべきである。 ⇒ 民法で一応規定はしておくけれど、これと異なる定めをして もいいですよ、ということ。

【例】 賃貸物の修繕をすべき者を賃貸人ではなくて賃借人とする合意は有効。
【例】 賃料の支払い時期について、毎月末に"翌月分を"支払うという特約 も右効。

# アルファ任意規定と異なる情報

住意規定と異なる慣習がある場合に、法律行為の当事者がその慣習による 意思を有していると認められるときは、その慣習に従う(氏§92)。

#### 4) 社会的妥当性

第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

① 意義 は律行為の目的が反針合的というスよのである場合は、その行為は毎等

#### A mereson

「公の秩序又は善良の風俗」は、公序度俗といわれる。

- ② 小球自保護庁の日保御
  - 不倫契約などの人倫に反する行為。
  - 親族間の不同居契約などの家族的な秩序に反する行為。人を殺すことを依頼する契約のように刑法上犯罪とされる行為。賭博

も同様。 等々。

# 重要条文 ←効率化!

法律を学習する上で条文をチェックすることは欠かせませんが、 本書では重要条文が引用されているので、六法を引く手間を省くことができます。

# 重要 ←明確化!

学習するうえで必ずマスターしておきたい箇所を、「重要」として表示しているため、学習のメリハリをつけることができます。また、復習の際に重要ポイントを確実に確認するのにも効果的です。

#### 第3節 債務不履行

金銭以外のものを約束した場合にも、違約金に関する規定が準用される。

② 民法は、途勢金を賠償額の予定と推定している(投8420回)。 したかって、適勢金と開催に消害賠償の消末をすることはできないし、 また、進勢金を契払うことによって本来の債務を免れることはできない。 もっとも、「推定」されるだけだから、債権者は、反対の証拠をあげて、 適約両の主題をすることもできる。

#### 🕣 アルファ

違約副とは、契約違反に対する削減として加えられる金銭の給付であり、 担害賠償とは別賛のものであるから、違約副の給付があっても、なお本来の 損害賠償を請求することができる。

#### 8 金銭債務に関する特則

#### (金銭債務の特別) 第410条 今後の会社を目的とする核系の不耐たについてけ、その様化除層の

- 38413年 金銭の知りを目的とする原数の小板(れ)については、その頃の面目の 額は、法定利率によって定める。ただし、粉定利率が法定利率を超えるときは、 約定利率による。
   2 前項の相当賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。
- 2 田坝の損害賠償については、債業者は、担害の途明をすることを要しない。
  3 第1項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

民法419条では、金銭の万能的な作用と、極度の融通性に基づいて、金銭債 務の不履行に関して以下の特別を定めている。

#### (1) 要件に関する特別

- ① 債権者は、損害の証明をすることを要しない(民8419目)。 債務不履行による損害賠償を請求するには損害の発生および損害額を証明しなければならないという原則に対する例外である。
- ② 債務者は、不可抗力をもって拡射とすることができない(同田)。 これは、債務不復行による根が賠償責任は、債務者の責かに帰すべき事 由に基づくこと要するという原則に対する例かっある。 したがって、金銭債務については、履行不能はありえず、常に履行程部 となる。

287

# プラスアルファ ←満足感!

適宜, プラスアルファとして, 補足的な知識や応用的な内容が盛り込まれているため, 中・上級者の方が読んでも満足する構成となっています。

# 過去問表記 ←リアル感!

過去に本試験で出題された論点には、出題履歴を表示しました。 試験対策が必要な箇所を把握することができ、過去問にあたる際にも威力を発揮します。「H15-17」は、平成15年度本試験択一式試験(午前の部)の第17間で出題されたことを示しています。

# 目次



はし	<i>、</i> がき		 	 (iii)
本シ	リーズの!	特長と使い方	 	 (iv)
Я.	例		 	 (ix)

# 第1編 民法総則

第1章	民	法序	論		•••••			•••••	•••••		 2
第2章	人					•••••		•••••			 ·· 18
第1額	ń	権利i	能力·								 ·· 18
第2額	ń	意思i	能力,	行為能力	力						 21
第3萬	ń	住 〕	所	•••••		•••••		•••••		•••••	 46
第4額	ń	不在:	者	•••••	•••••	•••••		•••••		••••••	 47
第5額	ń	失踪:	宣告・					•••••			 49
第6額	ń	同時	死亡の	)推定 …	•••••			•••••	•••••		 56
第3章	物										 58
第4章	法	律行	為	•••••	•••••	•••••					 66
第5章	意	思表	示								 73
第1額	ń	総	説								 73
第2額	ń	心裡	留保·			•••••		•••••			 77
第3額	ń	通謀	虚偽表	長示		•••••		•••••			 82
第4額	ń	錯言	誤			•••••		•••••			 92
第5餌	ń	詐欺	・強迫	<u>i</u>							 100
第6額	ń	意思	表示の	)効力発生	生時期と	受領能	力	•••••		•••••	 111
第6章	代	理									 117
第1額	ń	総	則								 117
第2額	ń	無権	代理·								 142
第3額	ń	表見	代理·			•••••		•••••			 157
第7章	無	効お	よび耳	対消し …	•••••	•••••					 172
第8章	条	件お	よび其	月限	•••••			•••••			 192
第9章	期	間									 203
第10章	時	効									 206

第1節	総 説	206
第2節	取得時効	210
第3節	消滅時効	220
第4節	時効の中断,援用	229
第2編	債権	
第1章 億	責権の意義・目的	252
第1節	総 論	
第2節	債権の種類	
第3節	債務不履行	269
第4節	受領遅滞	289
第5節	現実的履行の強制	294
第6節	債権の対外的効力	296
第1款	欠 債権者代位権	296
第2款	欠 詐害行為取消権	310
第2章 多	多数当事者間の債権・債務	324
第1節	総 論	324
第2節	分割債権および分割債務	326
第3節	不可分債権・不可分債務	328
第4節	連帯債務	333
第5節	保証債務	352
第3章 億	責権の譲渡・債務の引受	372
第1節	債権譲渡	372
第2節	債務の引受・履行の引受等	389
第4章 億	責権の消滅	394
第1節	総 論	
第2節	弁 済	396
第3節	相 殺	423
第4節	その他の債権消滅事由	436
<b>第5章</b>	型約総論	
第1節	総 論	445
第2節	契約の成立	
第3節	契約の効力	
第4節	契約の解除	473

第6章	契約	各論	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			 		 		 489
第1節	<b>う</b> 総	:則				 		 		 489
第2節	前贈	与				 		 		 491
第3節	<b>う</b> 売	買				 		 		 496
第4節	<b>う</b> 消	費貸	借			 		 		 528
第5節	<b></b> 使	用貸	借		•••••	 		 •••••		 533
第6節	<b>う</b>	貸借			•••••	 		 •••••	•••••	 536
第1	款	民法	上の賃	貸借 …	•••••	 		 •••••	•••••	 536
第2	款	借地	借家法		•••••	 		 •••••	•••••	 558
第7節	請請	負				 		 	•••••	 564
第8節	<b>5</b> 委	任			•••••	 		 •••••	•••••	 574
第9節	寄	託	•••••		•••••	 		 •••••	•••••	 579
第10節	う そ	の他	の契約		•••••	 		 •••••		 582
第7章	事務	管理				 		 		 587
第8章	不当	利得				 		 		 593
第9章	不法	行為			•••••	 	•••••	 •••••		 596
用語索引·						 		 		 613

# ●●●●● 凡 例 ●●●●

# 1. 法令の表記・略称

民→ 民法(民§450 [②→ 民法第450条第1項第2号)

不登→ 不動産登記法

借地借家→ 借地借家法

民訴→ 民事訴訟法

民執→ 民事執行法

区分所有→ 建物の区分所有等に関する法律

仮担→ 仮登記担保契約に関する法律

立木→ 立木に関する法律

利息→ 利息制限法

戸籍→ 戸籍法

家事→ 家事事件手続法

# 2. 判例・先例等の表記

最判昭46.11.30→ 昭和46年11月30日最高裁判所判决

大判大7.4.19→ 大正7年4月19日大審院判決

大阪高決昭41.5.9→ 昭和41年5月9日大阪高等裁判所決定

大阪地判昭27.9.27→ 昭和27年9月27日大阪地方裁判所判決

先例昭26.6.27 - 1332→ 昭和26年6月27日第1332号先例

# 第 1 編

# 民法総則

# 第1章

# 民法序論

Toples・ここでは、民法の全体像を把握することを目的とする。

・今後詳しく学習していくが、物権とは? 債権とは? といったこと を何となく理解しておいてほしい。

# 

AはBから家屋を賃借して住んでいるが、古い建物なので所々修繕が必要となっている。AはBに修繕を頼んだが、Bは「Aが住んでいるのだからAの費用で修繕してくれ」とまったく取り合ってくれない。

Aは、ちょっと違うんじゃないかと思ったが、確たる根拠がないので、何も言えなかった。仕方なく家に帰ったAは、ちゃんと法律を勉強してBを説得しようと決意した。

Aはどの法律を勉強すればよいか。

# **□**ケーススタディー2

A (男) とB (女) は恋人関係であるが、まだ結婚はしていない。そして、B はAの子を産んだが、Aは「俺の子ではない」とまったく取り合ってくれない。

Bは、何とかAに認知をしてもらいたいと思っているが、Bはこのような 請求ができるのか? できるとしたら、それはどの法律に規定されているの か。

# 1 民法とは

民法は、市民の生活関係を一般的に規律する法律である。

"市民の生活関係"というのはかなり抽象的であるが、生活関係にはおおよそ 2つの側面がある。

- ① 財産(不動産や動産,金銭,債権など)の取得,移転,消滅などに関する 財産関係
- ② 婚姻、夫婦、親子、扶養、相続などに関する家族関係

民法は、この両者を規定している。財産関係について規定している部分は<mark>財産法、</mark>家族関係について規定している部分は<mark>家族法</mark>あるいは<del>身分法</del>と呼ばれている。

【例】 ケーススタディー1の事例は、家屋の賃貸借、つまり財産に関するものである。これは、民法の606条の1項で規定されている。

# (賃貸物の修繕等)

第606条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。

→ Aは、この条文を示して、Bを説得すればよい。

# 

Bがこの説得に応じなかったら、Aは裁判に訴えることができる。ただ、その場合は、民事訴訟法という別の法律も勉強しなければならない。

【例】 ケーススタディー2の事例は、子の認知、つまり家族に関するものである。これは、民法787条で規定されている。

## (認知の訴え)

**第787条** 子, その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は, 認知の訴えを提起することができる。(後略)

# 2 民法は私法である

世の中にはたくさんの法律があり、いろいろな観点からこれを分類することができるが、1つの分類の方法として公法と私法の区別がある。

#### (1) 公法

国家と国民の関係であったり、国家の組織などを定める法を公法という。

→ 文字どおり、"公"に関する法である。

憲法、行政法、租税に関する法律や刑法などが公法といえる。

#### (2) 私法

私人間の関係を規律する法を私法という。

#### 第1章 民法序論

【例】 AとBの間で自動車の売買をした場合、AがC会社から建物を賃借した場合のように、私人間の法律関係を定めたものである。

民法、商法などが私法である。

# 3 民法は一般法である

法律を分類する方法として、一般法と特別法の区別がある。

# (1) 一般法

一般的な事項を規定する法を一般法という。

# (2) 特別法

特殊な事項を規定する法を特別法という。

これだけでは意味が分からないので、少し具体的に説明する。 たとえば民法は、市民の一般的な生活関係を規定する法律である。

⇒ まさに一般法である。

普通の市民が物の売買をしたり、賃貸をしたような場合には、民法の規定が適用される。

しかし、ある特殊な場合には民法の規定をそのまま適用するのは不合理であるということもあり得る。

- 一例をあげると、物の賃貸借は民法で規定がされているが(民§601~)、運動会で撮影するためにビデオカメラを賃貸するのと、人が家を建てて住むために土地を賃貸するのでは、意味するところがまったく異なる。
- → 後者は、人の生活そのものに直結するものであり、普通の物の賃貸に比べれば借主の保護を強くする必要がある。

また、民法では、賃貸借の存続期間について「20年を超えることができない」としているが(民\$604I)、建物を建てるための土地の賃貸借においては20年ではあまりにも短すぎる。

そこで、"建物の所有を目的とする土地の賃貸借"等の存続期間や効力に関しては、「借地借家法」という別の法律を定めて、この法律の規定を適用させるものとした。

→ 存続期間は、最低30年である(借地借家§3)。また、賃貸借の終了等

に関しても、民法とは異なる規定が定められている。

- ☆ 借地借家法は、"建物の所有を目的とする土地の賃貸借"といった特殊な場合に適用される法律であるので、これは民法の特別法である。
  - ・ 商法、労働法、利息制限法なども、民法の特別法である。

# 

特別法は、一般法に優先する。

→ 一般法で規定されているものの中の、ある特別な領域については特別法が適用されるという関係であるので、その領域についてはまず特別法が適用される。

# 4 民法は実体法である

法律を分類する方法として、実体法と手続法の区別がある。

# (1) 実体法

権利・義務の存否や所在を規定する法を実体法という。

- 【例】 民法では、売買契約がされることによって、売主は買主に対して「代金を請求できる」、買主は売主に対して「目的物の引渡しを請求できる」とされている。反対から見ると、買主は売主に対して「代金を支払う義務がある」、売主は買主に対して「目的物を引き渡す義務がある」ということである。
  - ⇒ このように、権利・義務の存否や所在(誰が権利をもっているのか) ということを規定する法が実体法。

#### (2) 手続法

実体法によって認められた権利を実現するための手続を定めた法を手続法 という。

- 【例】 AとBの間で、Aの所有する自動車をBに100万円で売る契約が成立したので、AはBに対して100万円の支払いを請求することができる。しかし、Bはなんだかんだ言い訳をして、100万円を払おうとしない。この場合、Aは、裁判所の手を借りて、代金の支払請求権という権利を強制的に実現することができる。
  - ⇒ こういった請求権を強制的に実現するための手続を規定した法が手

#### 第1章 民法序論

続法。

具体的には、裁判の進め方を規定した民事訴訟法や、Bの財産から 強制的に金銭を回収する手続を規定した民事執行法など。

# **☆** アルファ

上記の事例で、Bが100万円を支払わなかったときは、Aは裁判所に対し、 Bを被告として100万円の支払いを求める訴えを提起することができる。

そして、口頭弁論や証拠調べ等の手続を経て、裁判所は「被告Bは原告Aに対し100万円を支払え」という判決を言い渡したものとする。

→ 裁判で負けたBが観念して、素直にAに対して100万円を支払えばそれで終了するが、世の中には往生際の悪い人間もいて、判決が出てもどこ吹く風、まったくお金を払おうとしない人もいる。

そうなると、Aは次の手段、Bの財産に対する強制執行をすることができる。

具体的には、裁判所に申し立て、Bの所有する土地などを**差し押さえ、競売にかける**。そして、競売の代金から100万円を回収することができる。

# 5 民法の法源

民法の存在する形式を、学問上、民法の法源というが、その中心は成文法(**民 法典**) である。

→ その他、慣習法や判例法もある。

#### (1) 民法典

民法の条文は、第1条から第1044条まである。

⇒ 途方もない数である。しかし、勉強が進んでいくと、不思議と条文の多さもそんなに怖くなくなる(はずである)。

# 🔛 アルファ)

途中,削除された条文や枝番が付されて増えた条文もあるので,ぴったり 1044個の条文があるというわけではない。

・ 民法典は、5つの編から構成されている。

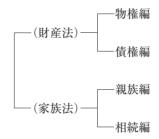
「1 民法とは」で見たとおり、民法は、まず、財産関係について規定した部分(財産法)と家族関係を規定した部分(家族法)に分けることができる。



そして、財産法については、「**物権**」と「債権」に分けることができる。

⇒ 物権と債権の違いはけっこう重要なので、後の6で少し詳しく説明する。

また、家族法については、婚姻や親子といったことを規定する「**親族」**と、相続や遺言について規定した「相続」に分けることができる。



→ 4つしかない。1つ足りない。

最後の1つは、「総則」である。これは、民法の"通則"の規定である。 民法の基本原則であったり、民法全般にわたって共通に適用される事項が規 定されている。

→ 「総則」は民法の通則規定であるが、家族法においてはそのまま適用すべきでないものもある。

最終的には、このような構成となる。



#### 第1章 民法序論

# ☆ アルファ

たとえば「物権編」も、その最初に物権の通則規定が置かれており、その 後に具体的な物権の内容(所有権や地上権等)が規定されている。

このように、まず通則規定を置いて、その後に個別の規定を置く方式を**パンデクテン方式**という。

# (2) 判例法

① 判例の意義

判例とは、裁判所が示した法律上の判断である。

たとえばAとBの間で契約上の問題が発生した場合、基本的に民法等の法の規定に従って解決が図られる。しかし、法は、莫大な数の条文があるが、それでも世の中のあらゆるケースについての解決を示しているわけではない。

このように、法の規定によってストレートに解決が図られない場合は、 AまたはBは裁判に訴えて、裁判所の判断を仰ぐことができる。そして、 裁判所は、法を解釈し、適用して、判決という方法で具体的な問題の解決 を図ることになる。

#### ② 判決の効力

裁判所の判決は、個別・具体的な問題の解決を図るものである。

【例】 AとBの間の商品の売買に関するトラブルについて、裁判所は法を解釈し、適用し、「Aの勝ち! | という判決を下す。

これはあくまでAB間のトラブルの解決を示したものであって、仮にこの後にCD間の似たようなトラブルが裁判所に訴えられた場合、必ずしも先の判決と同じ判決が出るとは限らない。

とはいえ,類似の事案については,先の判決と同一の法的な判断となる 蓋然性が高い。そしてこれは,法的安定性の観点からも望ましいこととい える。

このようにして、類似の事案について同じような判決が繰り返されるようになれば、その判決の内容に一種の拘束力のようなものが生まれる。これを判例法という。

# 🔒 アルファ

最高裁判所が(かつて自ら出した)判例を変更するためには、裁判官の全員で構成する大法廷で裁判をしなければならない(裁判所§10③)。

# 6 物権と債権

上記5の(1)で少し触れたとおり、民法の財産法は、「物権編」と「債権編」に分かれている。

この物権と債権の違いは民法の学習において重要なので、ここで解説する。

まずは、物権と債権の定義。

物権→ 物に対する直接的、排他的な支配権

債権→ 人に対する請求権

# (1) 物権について

① 意義

物権は、**物に対する直接的、排他的な支配権**と定義されるが、そんなに 堅苦しい話ではない。

たとえばAが近所のスーパーでパンを買ってきた場合、Aは、「このパンは俺のものだ」と主張することができる。

このAの有する権利が、物権(具体的には所有権)である。

➡ 「物(このパン)に対する直接的、排他的な支配権(俺のものだ)|

物に対して所有権を有していれば、所有者は、その物について誰の手を借りるわけでもなく(直接性)、他人を排除して(排他性)、その物を支配することができる。

# ■ ● ● • • •

とにかく、物権は、物に対する権利である。

→ この点は、何度強調しても強調しすぎることはない。

#### ② 物権の種類

物に対する直接的、排他的な支配権(物権)で1番重要なのは所有権であるが、物権には他にもいくつかの種類がある。

#### 第1章 民法序論

- 【例】 工作物または竹木を所有するため、他人の土地を使用することができる権利を、地上権という。
- 【例】 貸金の担保として物を預かり、貸金を返してもらえなかったときにそれを競売にかけて、その代金から貸金を回収することができる権利を、 質権という。

# (2) 債権について

① 意義

債権は、**人に対する請求権**と定義されるが、そんなに堅苦しい話ではない。

AとBは、Aの所有する腕時計をBに10万円で売る契約をした。この場合、AはBに対して「代金10万円を払ってくれ」と請求することができる。また、BはAに対して「腕時計を引き渡してくれ」と請求することができる。

このように、人に対する請求権を債権という。

→ AはBに対して「代金10万円を払ってくれ」という債権を有しており、 BはAに対して「腕時計を引き渡してくれ」という債権を有している。

# 

AがBに対して代金10万円を払ってくれという債権を有するということは、反対から見ると、BはAに対して代金10万円を払う義務があるということである。この義務を債務という。

→ 代金10万円の支払いという面では、Aが債権者、Bが債務者である。

そして、BがAに対して腕時計を引き渡してくれという債権を有するということは、反対から見ると、AはBに対して腕時計を引き渡す債務を負っているということである。

→ 腕時計の引渡しという面では、Bが債権者、Aが債務者である。

# **郵**● ••••

とにかく、債権は、人に対する権利である。

→ この点は、何度強調しても強調しすぎることはない。

# ☆ アルファ

債権の「債」の字を分解してみると、"人" (にんべん) と "責" から構成されている。つまり、債権は、人に責任を負わせる権利ということができる。

② 債権が発生する原因 債権が発生する原因はいくつかあるが もっとも重要なのが契約である。

【例】 上記①のとおり、売買契約がされれば、代金を払ってくれという債権や物を引き渡してくれという債権が発生する。

また、お金を貸す契約(金銭消費貸借契約)がされれば、お金を返 してくれという債権が発生する。

契約の他にも、事務管理、不当利得、不法行為からも債権が発生する。

- 【例】 Aは、不注意で、Bの時計を壊してしまった。この場合、BはAに対して「損害を賠償してくれ」という債権を取得する。
  - → AB間で契約はされていないが、Aの"不注意で壊す"という行為によって債権が発生する。

# ■嬰₽

契約がされると債権や債務が発生するが、同時に物権にも影響が及ぶことがある。

- 【例】 AとBは、Aの所有する自動車をBに50万円で売る契約をした。
  - ① 債権債務について

AはBに対して売買代金債権を取得する(BはAに対して売買代金債務を負担する)。また、BはAに対して自動車の引渡しの債権を取得する(AはBに対して自動車の引渡しの債務を負担する)。

② 物権について

この売買契約によって、自動車に対する所有権がAからBに移転する(Bが自動車の所有者となる)。

(3) 物権と債権の違い

物権と債権の違いはたくさんあるが、その中でも重要なものを説明する。

#### 第1章 民法序論

① 何に対する権利か?

物権→ 物に対する権利

債権→ 人に対する権利

② 誰に対して主張することができるか?

物権→ 誰に対しても主張することができる。

→ 「このパンは自分のものだ」ということは、誰に対しても主張できる。

債権→ ある特定の人に対してのみ主張することができる。

- → 売買代金の請求は、買主に対してのみ主張することができる。
- ③ 権利を公示する必要があるか?

物権→ ある。

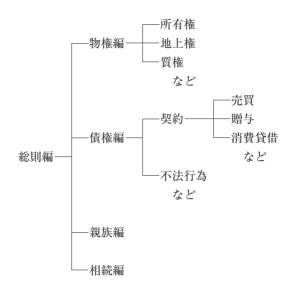
⇒ 物権は、誰に対しても主張できる権利。だから、物権の権利者 を世間の人が分かるようにしておかないと混乱する。

公示方法については物権編で詳しく解説するが、不動産については登記の方法で公示している。

# 債権→ 基本的にない。

→ 債権は、特定の人に対してのみ主張できる権利。だから、世間 一般に示す必要はない。

AがBに対して代金の支払いの債権を有するということを公示 したとしても、世間の人には特に意味はない(興味もない)。 ☆ 上記5で民法典を5つの編に分けて図にしたが、もう少し細かい図にして みる。



# 7 民法の基本原則

フランス革命以降の近代社会においては、自由や平等といった理念がその基本精神となっている。

法の世界においてもその理念が根本原理となっており、これは我が国の民法も同じである。

このようなことから、我が国の民法においては、以下のような基本原則を導 くことができる。

# (1) 所有権絶対の原則

所有権は、何らの拘束を受けず、誰に対しても主張できる完全な支配権であり、不可侵の権利であるという原則である。

→ 市民間だけでなく、国家も市民の財産を侵すことはできないという原則。

# ♪ アルファ

所有権絶対の原則は、近代社会においてなくてはならない原則であるが、 それが行き過ぎると、富める者の自由が強調されたり富める者がより強くな る傾向が生まれてくる。そこで、場合によっては、ある行為が<mark>権利の濫用</mark>と

#### 第1章 民法序論

して否定されることもある。

## (2) 私的自治の原則

私法上の法律関係においては、個人が自由意思に基づいて自律的に法律関係を発生、変更、消滅させることができるという原則である。

私法上の法律関係においては、契約関係がもっとも重要なものといえるので、**契約自由の原則**とも呼ばれる。

⇒ 具体的には、契約を締結するか否かの自由、契約の内容の自由、契約の 相手方の自由といったことが内容となる。

# 🔛 アルファ

これも非常に重要な原則であるが、行き過ぎると、強い者が弱い者に対して自分に都合の良いルール(契約)を強要したり(弱い者にとっては不本意でも従わざるを得なかったりする)、看過できない不平等や権利侵害を生むこともある。

→ 企業と労働者の雇用契約において、対等な立場で条件を出し合うというのは難しい。

そこで、現在では、不公正の程度や弱者保護の必要性などを考慮して、契約自由の原則が修正されることもある。

→ 労働基準法 借地借家法 消費者契約法 利息制限法など。

#### (3) 過失責任の原則

他人に損害を与えてしまった場合, 故意や過失がある場合にのみ責任を負うという原則である。

# 🔛 アルファ)

裏を返せば、他人に損害が及んでも自分に過失がなければ(少なくとも法的には)責任をとらなくていいという話になるので、経済活動はかなり活発になるが、公害等の社会問題を引き起こす遠因にもなってしまう。

そこで、現代では、特に企業に対して、より大きな責任を問う声が大きくなっている。

# 8 私権の社会性

#### (基本原則)

第1条 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

# (1) 私権とは

私権とは、私法上認められる権利のことをいう。 物権や債権などの財産権のほか、身分権や人格権などがある。

身分権→ 夫や妻であることから生ずる権利や,子に対する親権など,身 分上の権利。

人格権→ 身体, 生命, 名誉など, 人間として尊重されるべき価値を内容 とする権利。

# 🔒 アルファ

私権は、支配権、請求権、形成権、抗弁権のように、権利の作用を基準として分類することもできる。

## (2) 公共の福祉

公共の福祉とは、社会共同体の全体としての利益をいう。

民法1条1項は、私権は絶対ではなく、私権の内容や行使は社会全体の利益に反してはいけないと規定している。

→ これに違反する範囲では、私権はその効力を認められないことを意味する。

とはいえ、公共の福祉を強調し過ぎると、個人の自由を制限し、社会の活力を削ぎ、全体主義的な世の中になりかねないので、その適用は慎重であるべきといえる。

☆ 公共の福祉に適合しなければならないというのは当たり前であり、漠然と し過ぎていると思われるかもしれない。ふわふわして、雲を掴むような雰囲 気である。

しかし、条文が進めばだんだんと具体的な話になっていくので、今しばらくお待ちいただきたい。

# 9 信義誠実の原則

# (基本原則)

#### 第1条

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

信義誠実の原則とは、互いに相手方の信頼を裏切らないよう誠意をもって行動するべきであることをいう。

→ 私的取引関係は、この原則によってこそ成り立つものである。

# ●●●・・

信義誠実の原則を、信義則という。

# 10 権利濫用の禁止

## (基本原則)

#### 第1条

3 権利の濫用は、これを許さない。

何らかの権利を持っている者は、本来、自由にそれを行使できるはずである。 しかし、権利の行使が他人を害するようなものであったり、社会性、公共性 に反するようなものである場合は、その権利行使は許されないとされている。

⇒ 法律上無効であったり、不法行為として損害賠償の義務が発生することも ある。

#### (1) 具体例

**権利の濫用として効力が否定される事例は数多い**。その中で、有名なものとして「宇奈月温泉事件」と呼ばれるものがある。

事件を簡略化して説明する。

1土地から温泉が湧き出たので、Aは、1土地から3土地に配管を通し、お湯を引っ張ってきて3土地にホテルを開業した。しかし、その配管の一部が、Xの所有する2土地の端を通過していた。

これに目をつけた Yは、Xから 2土地を買い受け、Aに対して「2土地を高値で買い取れ」と要求し、Aがこれを拒否すると、「じゃあ 2土地を通過している配管を撤去せよ」と迫った。

なお、2土地上の配管を撤去して、迂回させて3土地に通すためには莫大 な費用がかかり、またホテルも長期間の休業を余儀なくされる。

→ 当時の大審院(現在の最高裁)は、このようなYの請求は権利の濫用であり許されないとした(大判昭10.10.5)。

# 第2章



# 第1節 権利能力

Tordes・ここからは、人について学習する。

・人について学習するというのは深いテーマだが、哲学的な話ではなく、 法律上の能力のような話である。

# 

AとBは婚姻していて、妻Bは間もなく出産予定である。

Aは会社からの帰宅途中で、車にはねられ死亡した。間もなく生まれてくる胎児は、父Aの遺産を相続することができるか。

# 1 権利能力の意義

権利能力とは、私法上の権利義務の主体となることができる地位または資格をいう。

→ 売買契約をしたり、財産を所有したりすることができる地位または資格である。

自然人および法人のみが権利能力を有する。

# 自然人→ "人" のこと。

→ 人であれば、誰でも売買などの契約をする地位を有し、また土 地や建物などの財産を所有することができる。

法 人→ 人ではないが、法によって人格が認められた主体。"会社"など。

⇒ 会社等の法人は、権利能力を有するので、売買などの契約をする地位を有し、また土地、建物などの財産を所有することもできる。

# 2 権利能力の始期・終期

第3条 私権の享有は、出生に始まる。

# (1) 自然人の権利能力の始期

すべての自然人は、**出生と同時に**平等に権利能力を取得する(権利能力平 等の原則; 民§ 3 I. 憲§ 14)。

# 

「出生」とは、胎児が母体から全部露出した時というのが通説(全部露出説)。

# (2) 胎児について

権利能力は、出生と同時に取得するものであるので、まだ生まれていない 胎児は権利能力を有していない。

→ これが原則。

しかし、この原則を貫くと、例えばケーススタディの事例のような場合に、 (既に生まれている者と比べて) 胎児にとって不利益といえる事態が生ずる ことがある。

- → Aが死ぬ数日前に胎児が出生していたら、その者は(Aが死んだ時において)権利能力を有するので、Aの財産を相続することができる。一方、Aが死んだ数日後に胎児が出生した場合は、Aが死んだ時においてその者は権利能力を有していなかったので、Aの財産を相続することはできない。
- ⇒ 常識的に考えて、あまりに不公平である。

そこで、民法は、次の3つの場合については、胎児は「既に生まれたもの とみなす」としている。

- ① 不法行為に基づく損害賠償請求権(民§721)
- ② 相続(民§8861)
- ③ 遺贈(民§965)

したがって、ケーススタディの事例では、胎児は既に生まれたものとみなされ、子としてAを相続することができる。

# (3) "既に生まれたものとみなす"とは

既に生まれたものとみなされるとは、どういう意味か。 これは、「停止条件説 | と「解除条件説 | がある。

→ 停止条件や解除条件についての詳しい解説は、第8章参照。

#### 第2章 人

# ① 停止条件説 (大判昭7.10.6)

胎児である間には権利能力はなく、生きて生まれた場合、さかのぼって 権利能力を取得する、という見解。

→ この見解では、父や母(法定代理人)は、出生前に胎児を代理することはできないことになる。

## ② 解除条件説

胎児である間でも権利能力があり、死産であった場合にはさかのぼって 権利能力が消滅する、という見解。

→ この見解では、父や母(法定代理人)は、出生前に胎児を代理することができることになる。

# 🔛 アルファ

判例は、停止条件説をとっている。学説は、以前は判例と同様に停止条件 説をとるものが多かったが、最近は解除条件説が有力とされている。

→ 最近は、昔に比べて胎児が生きて生まれてくる可能性が高いので(死産は少なくなってきているので)、解除条件説をとっても不都合は少ないといえる。

# ♪ アルファ

相続の登記については、胎児が出生する前に、胎児を登記権利者として登記をすることができるとされている(先例昭29.6.15-1188)。

#### (4) 権利能力の終期

自然人の権利能力は、死亡によって消滅する。

# 🔛 アルファ

失踪宣告(第5節参照)がされると、その者は死亡したものとみなされるが(民 $\S31$ )、その者が他所で生存している場合には、その者は権利能力を有している。

# H5-1 (5) 外国人の権利能力

外国人も、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、権利能力を有する(民 $\S3I$ )。

# 第2節 意思能力、行為能力

②②133・いろいろな"能力"が出てきてややこしいが、特に行為能力は重要。 ・いろいろな場面で登場するので、ここは正確に理解しておくこと。

# 

高校生のA君は 車の免許を取得したので 親に内緒で中古車販売店に行 って車を購入する契約をした。

この売買契約は有効か。

# 1 意思能力

意思能力とは、自己の法律行為(契約等)の結果を判断することのできる精 神能力のことをいう。

法律上、意思能力のない者のした意思表示は、無効である(大判明38.5.11)。 S63-1

売買等の契約がされた場合、当事者はそれに従わなければならな 11

➡ 買主は代金を支払う必要があり、売主は目的物を引き渡す必要 がある。

当事者がその義務を果たさない場合には、裁判所の手を借りて 強制的にそれを実現することができる。

契約にこのような拘束力を持たせるためには、 契約の当事者にあ る程度の判断能力が備わっていることが前提となる。

→ 3歳の子供が自分のおもちゃをお友達に「あげる」と言って、 そのお友達が「うん。ありがとう」と言ったからといって、この 合意に法的な拘束力(強制力)を認めるのは妥当ではない。

そのため、法律的に意味のある意思表示というためには、その者 に意思能力が備わっていなければならず、意思能力のない者のした 意思表示は無効とされている。

① 行為の性質によっても異なるが、だいたい10歳未満の子供には意思能力は ないといえる。

#### 第2章 人

- ・ ケーススタディの事例では、A君は高校生なので、意思能力は備わっているといえる。では、この売買契約は有効なのか?
  - ⇒ いや、結論を出すのはまだ早い。
- ② 精神障害者や泥酔者も意思能力がないといえる。

# 2 行為能力

(1) 意義

行為能力とは、単独で、完全に、法律行為を行うことのできる能力をいう。

# (2) 行為能力の概念を導入した意味

上記1のとおり、意思能力のない者のした契約は無効であるが、実際のところ、契約の当時に意思能力がなかったことを証明することは容易ではない。

【例】 Aは会社の忘年会で泥酔し、その帰り道、Bの腕時計を10万円で買う 契約をした(契約書にサインをした)。

後日、Aは、Bから契約書を見せられ、10万円を請求された。Aとしては、そんな契約は身に覚えがなく、「無効だ!」と言いたいところだが、契約の当時に意思能力がなかったということを証明するのは困難である。

この事例のAは自業自得といえるが、精神的に障害のある者などが悪徳業者に言われるがままに契約を締結し、(無効を主張できずに)財産的に不利益を被るのは妥当ではない。

そこで、民法では、法律的な判断能力が十分とはいえない人たちについて 一定の類型を定め、その者のした法律行為は(一定の要件のものに)取り消 すことができるとした。

⇒ 判断能力が十分でない者を、弱肉強食の(と言っても差し支えない)自由競争社会から保護する趣旨である。

この一定の類型に当てはまる者を**制限行為能力者**という。 具体的には、以下の者が制限行為能力者とされる。

- ① 未成年者
- ② 成年被後見人
- ③ 被保佐人
- ④ (一定の行為について補助人の同意を要する)被補助人

【例】 ケーススタディの事例では、A君は、親に相談もせずに中古車を購入 する契約をした。

これは、制限行為能力者である未成年者がした契約であり、A君(やその法定代理人)は契約を取り消すことができる。

# 重要₽••••

この契約の当時、A君に法律的な判断能力が十分にあったかどうかは問題ではない。

個々人の能力の有無を個別的に判断するのではなく, "未成年者" という類型に当てはまる者を制限行為能力者として, (一定の要件のもとに) 法律行為の取消しを認めた。

→ これが、行為能力(制限行為能力者)の制度の特徴。

実際のところ、A君は売買契約の意味をしっかり認識できているかもしれない。しかし、それでも、A君は売買契約を取り消すことができる。

# **重要日····**

行為能力の制度は、売買契約などの財産的な行為に関して適用されるものであって、婚姻、養子縁組などの身分的な行為については適用されるものではない。

⇒ 身分行為については、できる限り本人の意思を尊重する必要がある。

# 3 未成年者

(1) 意義

#### (成年)

**第4条** 年齢20歳をもって、成年とする。

20歳をもって成年とされるので、未成年者とは、20歳未満の者をいう(民§4)。

未成年者は、まだ法律的な判断能力が十分ではないといえるので、制限行為 能力者とされている。

# **郵**₩₩

未成年者であっても、婚姻をしたときは、成年に達したものとみなされる(成年擬制、民§753。詳しくは親族編で学習する)。

#### 第2章 人

- → 未成年者であっても、婚姻をするということはある程度は成熟しているということができ、また婚姻後も親の同意なくして行為ができないというのは妥当ではない。
- → 成年に達したものとみなされても、タバコが吸える、酒が飲める、選挙権が 与えられるといったことはない。成年とみなされるのは、私法上の行為能力に 関するものである。

# S57—2

- ・ この婚姻による成年擬制の効果は、その後に婚姻の取消しや離婚がされても消滅しない。
  - ⇒ 急に未成年に戻られると、権利関係がややこしくなるだけだから。

#### (2) 未成年者の行為能力

# (未成年者の法律行為)

- 第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。(後略)
- 2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

未成年者が売買契約などの法律行為をするには、その法定代理人の同意を 得なければならないとされている。

【例】 未成年者のAが、中古車を買うためには、法定代理人の同意を得ることを要する。

**法定代理人→** 法の規定によって代理人とされる者。

- ⇒ 本人の意思に基づいて代理権が与えられた者は、任意代理人という。
- ・ 未成年者の法定代理人は、親権者(父母; 民§818) または未成年後見人(民§838~841) である。

# ( アルファ

未成年後見人は、未成年者に親権者がない場合等に置かれる(民§838①)。

# (3) 法定代理人の同意

法定代理人の同意は、未成年者の行為の前に(遅くとも未成年者の行為と 同時に)されていなければならない。

- ⇒ 未成年者が行為をした後に法定代理人が同意をした場合は, "追認"(民 §122) がされたものとして、未成年者の行為は有効となる。
- ① 同意は、未成年者に対してしてもいいし、取引の相手方に対してしても S63-1 いい。
- ② 同意の方式は特に定められておらず、黙示でされてもよい (大決昭 5.7.21)。
- (4) 法定代理人の同意を得ないでした行為の効果

未成年者が、その法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、取り消す ことができる (民 $\S$ 5 $\Pi$ )。

・成理由 未成年者を保護する趣旨である。

- 【例】 ケーススタディの事例では、未成年者のA君は、親(法定代理人)の同意を得ないで中古車の売買契約をしているので、これを取り消すことができる。
  - ⇒ 取消しがされたら、はじめから売買はなかったことになる。
- ☆ 取消しについての詳しい解説は、第7章参照。
- ・ 行為をした未成年者自身が取り消すこともできるし、法定代理人が取り消すこともできる(民§1201)。
  - → 未成年者が取消しをするにあたっては、法定代理人の同意を得ることを要しない。
- (5) 法定代理人の同意を要しない行為

未成年者が法律行為をする場合は、その法定代理人の同意を得ることを要するが、未成年者に不利益を及ぼすおそれが少ない次の行為については、法定代理人の同意を得ることなく未成年者が単独ですることができる。

- ① 単に権利を得、または義務を免れる法律行為(民§5 I ただし書)。
  - → 未成年者に不利益が及ぶおそれがないから、法定代理人の同意は不要。
  - 【例】・ 負担のない贈与を受けること

#### 第2章 人

→ モノを貰うだけだから、未成年者に不利益はない。

#### S60-1

S57—2

- ・ 債務の免除を受けること
  - → 借金をチャラにしてもらうわけだから、未成年者に不利益はない。

# 【これに該当しない例】

- ・ 負担付きの贈与・遺贈を受けること
- ・ 負担付きの遺贈の放棄
- ・ 相続の単純承認、限定承認、放棄をすること

# ■●日

債務の弁済を受けること(貸したお金を返してもらうこと)は、未成年者が単独ですることはできない。

- → 債務の弁済を受けると、自己の債権が消滅することになるので、"単に権利を 得"る行為とはいえない。
  - ② 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産の目的の範囲内での処分 (同Ⅲ前段)
    - → 旅費や学費などの一定の目的を定めて処分を許した財産については、 未成年者が単独で処分することができる。
  - ③ 法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産の処分(同Ⅲ後段)
    - ⇒ お小遣いで何かモノを買う行為は、未成年者が単独ですることができる。
    - 全財産の処分の許可をすることはできない。
      - → 制限行為能力者制度の趣旨に反するからである。
  - ④ 法定代理人が許した営業に関する行為(民§6 I)
    - ⇒ 法定代理人から一種または数種の営業を許可された未成年者は、その 営業に関しては成年者と同一の行為能力を有するとされている。

#### S63—1

- この許可をするには、営業の種類を特定することを要する。
- 1個の営業の一部についてだけ許可することはできない。
- 黙示の許可でもよい。

# ☆ 法定代理人の代理権

未成年者の法定代理人は、**未成年者を代理することができる**(民§824.859)。

- ⇒ 親は、子を代理して、子のために契約をすることができる。
- 【例】 親が未成年の子に代わって、子のために中古車を買うことができる。

つまり、未成年者に関する法律行為については、①未成年者がその法定 代理人の同意を得て行為をする方法、②法定代理人が未成年者を代理して 行為をする方法、がある。

# 4 成年被後見人

# (後見開始の審判)

第7条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

# (成年被後見人及び成年後見人)

第8条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人 を付する。

#### (1) 意義

成年被後見人とは、①認知症であったり、重度の精神病を患っているなど、精神上の障害によって事理を弁識する能力(意思能力)を欠く常況にある者であって、②家庭裁判所の後見開始の審判を受けた者をいう(民§7)。

# (2) 後見開始の審判の要件

① 実質的要件

精神上の障害により、事理を弁識する能力を欠く常況にあること。

「精神上の障害により、事理を弁識する能力を欠く」とは、**意思能力がないこと**を意味する。

「常況にある」とは、通常の状態において意思能力がないことを意味する。

→ 一時的に意思能力が回復することがあっても、"常況にある"といっ

#### 第2章 人

てよい。

#### ② 形式的要件

本人,配偶者,4親等内の親族,検察官など一定の者が家庭裁判所に請求することが必要(民§7)。

#### H15-4

- ・ 本人も、後見開始の審判の請求をすることができる。
  - ・ 家庭裁判所が職権で(誰からの請求もなく)後見開始の審判をすることはできない。

#### (3) 後見開始の審判の効果

後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、保護者として成年後見 人が付される(民§8)。

### 🔒 アルファ

成年後見人は、配偶者や子などの親族がなる場合も多いが、弁護士、司法 書士等の法律実務家や社会福祉士等がなることもできる。

- ・ 成年後見人は、法人でも構わない。
- ・ 複数の成年後見人を選任することもできる。

成年後見人は、成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代理する権限を有する(民§859 I)。

【例】 成年後見人は、成年被後見人を代理して、成年被後見人のために羽毛 布団を購入することができる。

#### (4) 成年被後見人の法律行為

#### (成年被後見人の法律行為)

第9条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

#### ① 原則

H19 6

成年被後見人は、原則として単独では法律行為をすることができず、成

#### 年被後見人のした法律行為は取り消すことができる。

「成理由 成年被後見人は判断能力が十分ではないので、その法律行為 を"取り消すことができる"として、(自由競争社会の中で) 保護するためである。

## **匍要Ω•••**

成年被後見人が、成年後見人の同意を得て法律行為をした場合でも、その行為 H9-1 を取り消すことができる。

H5-8

- ⇒ 成年被後見人は、意思能力を欠く常況にあるわけだから、事前に同意を得て いたとしても単独で行動させることは危険といえる。
- → 成年後見人に「同意権」はない。
  - 【例】 成年被後見人であるAは、成年後見人Bの同意を得て、Xから高級 羽毛布団を購入する契約をした。この場合、Aは、高級羽毛布団の売 買契約を取り消すことができる。

つまり、成年被後見人に関する法律行為については、 常に成年後見人が 代理してする必要がある(以下の②の例外はあるが)。

#### ② 例外

日用品の購入その他日常生活に関する行為については. 成年被後見人が 単独で行った場合であっても取り消すことができない(民§9ただし書)。

ん<mark>、理由</mark> 日常生活に関する行為については、成年被後見人の自主性を 尊重し、また取引の安全等を考慮して、取り消すことができな いとされた。

「日用品の購入」→ 毎日の食料等の買い物など 「日常生活に関する行為」→ ガス代の支払いなど

#### ③ 身分行為について

婚姻、離婚等の身分行為については、本人の意思を尊重する必要がある ので、成年後見人の同意を要しない(民§738,764)。

#### (5) 後見開始の審判の取消し

後見開始の審判の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族など一定の者の請求によって、後見開始の審判を取り消さなければならない(民 § 10)。

- ⇒ 意思能力を回復したような場合は、後見開始の審判を取り消す必要がある。
- ・ 取消しは、将来に向かってのみその効力を生ずる。

#### 5 被保佐人

#### (保佐開始の審判)

第11条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4 親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。(後略)

#### (被保佐人及び保佐人)

第12条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

#### (1) 意義

被保佐人とは、①精神上の障害によって事理を弁識する能力(意思能力) が著しく不十分な者であって、②家庭裁判所の保佐開始の審判を受けた者(民 §11本文)をいう。

#### (2) 保佐開始の審判の要件

① 実質的要件

精神上の障害によって事理を弁識する能力が著しく不十分であるが、その能力を欠く常況にはないこと(民§11本文)。

→ 日常の買い物程度は自分でできるが、不動産の処分などの重要な財産 的行為については自分ではすることができないような人等をいう。

#### ② 形式的要件

本人,配偶者,4親等内の親族,検察官など一定の者から家庭裁判所に 請求することが必要(民§11本文)。

# トレーニング・ミニテスト編

# 民法 第 1 回

当ページ以降では、配付教材の「トレーニング」ならびに「ミニテスト」の中から、基礎講座民法第1回部分を抜粋して掲載しております(ミニテストは最後の2ページに掲載しております)。

「トレーニング」、「ミニテスト」では、各講義回に対応した必ず押さえておくべき論点や過去に出題された頻出重要問題を一問一答形式で解くことができます。

「トレーニング」は自主学習用教材、「ミニテスト」は第2回講義以降、 毎回講義で配付する確認テストです。

また、冒頭にトレーニングの使い方(■本書の使い方■)、そしてスタンダード合格テキスト1民法<総則・債権>を使用します基礎講座民法第1回~第17回の講義範囲も掲載しておりますので、併せましてご参照いただけたら幸いでございます。

#### ■ 本書の使い方 ■

「トレーニング」は、「スタンダードコース」の**講義カリキュラムと連動した復習用の問題集**です。講義で得た知識の確認を効率よく行っていただくため「トレーニング」の問題は下記のように編集しております。

- ① 各回冒頭に「**ポイントチェック**」を掲載しています。講義のポイントをまとめているので復習の際に活用しましょう。
- ② 各回の講義範囲の中から**必ず押さえておくべき論点**,および本試験で**過去に出題された頻出重要問題**を厳選し,一問一答形式(各回 15肢)で掲載しています。次の講義までにこの15肢は必ずマスターしておいてください。
- ③ 左ページに問題,右ページに解答・解説を配置しています。解説は,テキストの該当ページも記載していますので,正解・不正解に関わらず,該当ページに戻ってテキストの内容を確認して下さい。
- ④ 各問題には、チェックボックス(□□□)を設けています。○、×などを記入してご利用ください。

トレーニングで基本知識を確認できた方は,過去問集にチャレンジ して下さい。問題を解くことで,知識の理解は深まります。

本試験合格を目指して頑張りましょう!

TAC司法書士講座

## <講義範囲・トレーニング出題範囲>

回数	曲・ドレーーング山逸戦画ン 講義内容	テキストページ
第1回	第1編 民法総則	
	第1章 民法序論	
	\$	D 0 D 00
	第2章 人	P.2~P.30
	第2節 意思能力,行為能力	
	4 成年被後見人	
第2回	5 被保佐人	
	\$	P.30~P.65
	第3章 物	
第3回	第4章 法律行為	
	\$	P.66~P.99
	第5章 意思表示	1.00 1.00
	第4節 錯誤	
第4回	第5節 詐欺・強迫	
	\ 	
	第6章 代理	P.100~P.133
	第1節 総則	
***	3 代理行為の瑕疵	
第5回	4 復代理	
	ф о ф т = = П.т.	P.133~P.167
	第3節 表見代理	
the color	3 権限外の行為の表見代理	
第6回	4 代理権消滅後の表見代理 (	
	, 第10章 時効	P. 167~ P. 209
	第10早 时刻 第1節 総説	F. 107~ P. 209
	男 1 即 一総説 2 時効制度の存在理由	
	2 时别则及以什么连由	

- NA	-44- A4 I P-4	-1 -1 0 38
回数	講義内容	テキストページ
第7回	第2節 取得時効	
	\$	
	第2編 債権	P.210~P.268
	第1章 債権の意義・目的	
	第2節 債権の種類	
第8回	第3節 債務不履行	
	<b>\</b>	D 000 D 000
	第6節 債権の対外的効力	P.269~P.309
	第1款 債権者代位権	
第9回	第2款 詐害行為取消権	
	\$	
	第2章 多数当事者間の債権・債務 第4節 連帯債務 2 連帯債務者の1人について	
	生じた事由の効力	
第10回	3 連帯債務者間の内部関係	
	(求償関係)	
	\$	
	第3章 債権の譲渡・債務の引受	P.343~P.377
	第1節 債権譲渡	
	2 債権の譲渡性とその制限	
第11回	3 債権譲渡の対抗要件	
	\$	
	第4章 債権の消滅	P.377~P.414
	第2節 弁済	
	4 弁済による代位	

- NA	*** *** . 1	-1-1 0 18
回数		テキストページ
第12回	5 弁済受領権者に関する問題	
	\$	D 414 D 450
	第5章 契約総論	P.414~P.453
	第2節 契約の成立	
第13回	第3節 契約の効力	
	5	P.454~P.488
	第4節 契約の解除	
第14回	第6章 契約各論	
	第1節 総則	
	\$	
	第3節 売買	P.489~P.521
	5 物の瑕疵に基づく担保責任	
	(瑕疵担保責任)	
	1 瑕疵担保責任	
第15回	2 瑕疵担保責任と錯誤	
	\$	D 501 D 557
	第6節 賃貸借	P. 521~P. 557
	第1款 民法上の賃貸借	
第16回	第2款 借地借家法	
	5	D 550 D 504
	第8章 不当利得	P. 558~P. 594
	3 条文	
第17回	4 判例	
	S	P.594~P.612
	第9章 不法行為	

# 第1回講義 ポイントチェック

	チェック項目	解答	該当 ページ
	民法の基本原理 (3つ)	① 所有権絶対の原則	P 13
1		② 私的自治の原則	
		③ 過失責任の原則	
2	権利能力の主体	① 自然人	P 18
		② 法人	
	権利能力の始期	私権の享有(権利能力)は、出	P 18
3		生に始まる(民§3Ⅰ)。したが	
		って、自然人は出生と同時に権利	
	14日次佐山北市が割みさ	能力を取得する。	P 18
	胎児に権利能力が認めら	<ul><li>① 不法行為に基づく損害賠償請求権(民§721)</li></ul>	P 18
4	れる場合(3つ)	② 相続(民§886Ⅰ)	
		③ 遺贈(民§965,886Ⅰ)	
	母親は胎児の代理人とな	母親は、代理人とはなれない。	P 20
	れるか(判例)。	胎児中には、権利能力がなく、生	1 20
	5		
5			
		利能力を取得する(停止条件説;	
		大判昭7.10.6)。	
	権利能力の終期	自然人の権利能力は、死亡によ	P 20
6		って消滅する(民§30,32の2,	
		882参照)。	
	意思能力を欠く者の法律	無効である(大判明38.5.11)。	P 21
7	行為の効果	法律上の判断能力(意思能力)を	
		欠く者を保護するためである。	
	民法上,制限行為能力者	① 未成年者(民§5)	P 22
8	とされている者	② 成年被後見人(民§7)	
		③ 被保佐人(民§11本文)	
		④ 被補助人(民§15本文)	

	チェック項目	解答	該当 ページ
9	未成年者が単独でできる 行為(4つ。身分行為は 除く)	① 単に権利を得,または義務を 免れる法律行為(民§5Iただし書) ② 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産の目的の範囲内での処分(同Ⅲ前段) ③ 法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産の処分(同Ⅲ後段) ④ 法定代理人が許可した営業に関する行為(民§6I)	P 25
10	未成年者が法定代理人の 同意を得ずに行った法律 行為の効果(上記9の場 合を除く)	取り消すことができる(民§5 II)。 この場合、未成年者は、意思能力がある限り、単独で取消しの意思表示をすることができ(民§120 I)、その際に法定代理人の同意を得る必要はない。 なお、取消しの効果については、民法121条を参照のこと。	P 25
11	家庭裁判所は,職権で後見開始の審判を行うことができるか。	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助と督人または検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる(民§7)。したがって、家庭裁判所は、職権で後見開始の審判をすることはできない。	P 27

	チェック項目	解答	該当 ページ
	成年被後見人が単独でで	日用品の購入, その他日常生活	P 29
12	きる行為(身分行為は除	に関する行為(民§9ただし書)。	
	<)		
	成年被後見人が後見代理	成年被後見人の行為は,一定の	P 29
	人の同意を得て行った行	身分上の行為および日用品の購入	
	為は, 取り消すことがで	その他日常生活に関する法律行為	
13	きるか。	を除き、これを取り消すことがで	
		きる(民§9,120Ⅰ)。成年後見	
		人の同意を得てなした行為につい	
		ても同様である(通説)。	

1. 外国人は, 法令又は条約に禁止又は 日本国内においても権利能力が認めら	
	(過去問【H5-1-1改】)
2. 意思能力のない者(意思無能力者) すことができる。	がした意思表示は、取り消
	(過去問【S63-1-2改】)
3. 胎児の父は, 胎児を受遺者としてそ きる。	の財産を遺贈することがで (答練問題)
4. 胎児の父が交通事故によって死亡し を代理して不法行為による損害賠償請 を締結した場合,当該契約の効力はそ ぶ。	求につき加害者と和解契約
~- <sub>0</sub>	(答練問題)
5. 未成年者が、債務を免除する旨の債るには、法定代理人の同意を得ること	

1. ○ 外国人は、法令または条約の規定により禁止される場合を除き、私権(権利能力)を享有する(民§3Ⅱ)。すなわち、原則として、外国人にも日本人と同等の権利能力が認められる(平等主義)。

P21

P20

2. × 意思無能力者のした行為は無効であり (大判明38.5.11), 取り消すことができる行為ではない。意思無能力者は、自己 の行為の結果を判断する能力を欠いているので、そのような 者の意思表示によって、その者自身を拘束すべきでなく、ま た、その者から意思表示を受けた相手方も拘束すべきではな いからである。

P19

3. ○ 胎児の父は、胎児を受遺者としてその財産を遺贈することができる(民§965,886)。これを認めないと胎児に不利益であるし、遺言者の意思に反するからである。

P20

4. × 他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者および子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない(民§711)。また、胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなされる(民721)。もっとも、この胎児の損害賠償請求権に関する規定は、出生前の胎児に損害賠償請求権を処分すべき能力を与えたものではなく、また、出生前の胎児のための代理人に関する規定は存在しないため、母が胎児の法定代理人として締結した和解契約(民§695)の効力は、出生後の胎児には及ばない(大判昭7.10.6)。

P26

5. × 未成年者が、単に権利を得または義務を免れる法律行為をする場合においては、法定代理人の同意を得ることを要しない(民§5Iただし書)。債務を免除する旨の債権者からの申込みを承諾することは、単に義務を免れる法律行為であるので、法定代理人の同意は不要である。

6. 未成年者の婚姻による成年擬制の効果は、その後に婚姻の取消しや離婚がなされても消滅しない。 (過去問【S57-2-1改】)
7. 未成年者がする取引行為についての法定代理人の同意は、未成年者と取引をする相手方に対してしなければならない。 (過去問【S63-1-4改】)
8. 未成年者がした法律行為の取消しは、未成年者が単独ですることができる。 (過去問【H19-21-イ, 2-14-ア, S63-1-5, 57-2-4】)
9. 未成年者が負担付きの遺贈の放棄をするには、法定代理人の同意を要しない。 (過去問【S57-2-5】)
10. 未成年者Aが、A所有のパソコン甲をAの唯一の親権者Bの同意なく成年者Cに売る契約を締結した場合において、Aが甲の引渡し後に自ら本件売買契約を取り消した場合には、その取消しがBに無断であったときは、Bは、当該取消しを取り消すことができる。 (過去問【H23-4-イ】)

6. ○ 未成年者が婚姻したときは、これによって成年に達したものとみなされる(民§753)。その後、20歳に達するまでに婚姻の取消しや離婚により婚姻が解消しても、成年擬制の効果が消滅することはないと解されている。

P24

P25

P25

P26

- 7. × 未成年者が法律行為をするには、原則として法定代理人の 同意を得ることを要する(民§5 I 本文)。この同意は、未 成年者自身あるいは未成年者と取引をする相手方のいずれに 対してなされても有効である(通説)。
- 8. 未成年者が法定代理人の同意を得ずになした法律行為は、原則としてこれを取り消すことができる(民§5 I 本文、II)。この場合、当該法律行為をした未成年者は、意思能力がある限り、単独で取り消しの意思表示を行うことができる(民§120 I)。
- 9. × 未成年者が、単に権利を得または義務を免れる法律行為をする場合においては、法定代理人の同意を得ることを要しない(民§5Iただし書)。負担付の遺贈を放棄することは、その負担を免れる一方で遺贈を放棄することであり、単に権利を得または義務を免れるべき行為ということはできない。したがって、未成年者が負担付の遺贈を放棄するには、原則どおり法定代理人の同意を得ることを要する(民§5I本文)。
- 10. × 未成年者がその法定代理人の同意を得ないでなした法律行為は、これを取り消すことができる(民§5 I II)。この場合、未成年者は、意思能力がある限り、単独で取消しの意思表示をすることができ(民§120 I)、その際に法定代理人の同意を得ることを要しない(通説)。取消しは、追認とは異なり、その行為がなかったものとするものであり、未成年者に特に不利益を与えるものではないからである。

□□□ 1:	1. 未成年者の法定代理人がその未成年者 では、営業の種類まで特定する必要はな	
□□□ 12	2. 精神上の障害により事理を弁識する能 四親等の親族は,その者について後見開 とができる。	
	3. 日用品の購入その他日常生活に関する の法律行為は,成年後見人の同意を得て ことができる。 (過去問【H19-6-エ改,15-4-イ改,9-	ものを除く成年被後見人 したときでも,取り消す
□□□ 14	4. 成年被後見人が,水道料金の支払いを は,当該行為を取り消すことができない。	

- 11. × 未成年者が法定代理人から一種または数種の営業を許され た場合には、未成年者は、その営業に関しては、成年者と同 一の行為能力を有する(民§6I)。この「一種または数 種」の営業とは、社会通念上一個とみられる営業の一個また は数個を意味し、一個の営業の一部(1,000円以下の文房具 商等)を許したり、すべての営業を許すことはできない。し たがって, 法定代理人が未成年者の営業を許可する場合に は、営業の種類を特定する必要がある。
- 12. 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある 者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親 族,未成年後見人,未成年後見監督人,保佐人,保佐監督 人、補助人、補助監督人または検察官の請求により、後見開 始の審判をすることができる(民§7)。
- 13. 成年被後見人の行為は、婚姻(民 \$ 738) 等の一定の身分 上の行為および日用品の購入その他日常生活に関する法律行 為を除き、これを取り消すことができる(民§9.120I)。 成年後見人の同意を得てなした行為についても同様である (涌説)。
- 14. 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる(民§ 9本文)。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行 為については、取り消すことができない(同ただし書)。こ こにいう日常生活に関する行為とは、電気やガス、水道料金 の支払い、その支払いのために必要な範囲での預貯金の引き 出し等である。成年被後見人であっても、簡単な法律行為で あれば本人自らこれを行っても、特に不利益となるおそれが 少なく、また、日用品の購入といった日常生活に関する行為 についてまで取り消すことができるとすると,本人の自己決 定権の尊重や、残存能力の有効な活用といった理念に反する からである。

P26

P28

P29

15.	後見開始の審判は,	本人も請求することができ	る。
		(過去問	[S60-1-3]

15. ○ 後見開始の審判の請求権者は、民法上、本人、配偶者、4 親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人または検察官とされている (民§7)。

1. 就学前の幼児が、他の者から贈与の申込みを受け その承諾は無効である。	+てこれを承諾しても, (過去問【S63-1-2】)
2. 未成年者が、債務を免除する旨の債権者からの申	•
法定代理人の同意を得ることを要しない。	(過去問【S60-1-1】)
3. 甲・乙夫婦間の18歳の子丙は、丁から50万円を借	もり受けた (消費貸借契
約)後,これを大学の入学金の支払いに充てた場合 同意を得なければ,本件消費貸借契約を取り消すこ	
	(過去問【H2-14-ア】)
4. 未成年者がする取引についての法定代理人の同意	「は、未成年者自身に対
してではなく、未成年者と取引をする相手方に対し	
る。	(過去問【S63-1-4】)
5. 成年被後見人が高価な絵画を購入するには、その	の成年後見人の同意を得
なければならず、同意を得ずになされた売買契約は	
	(過去問【H19-6-エ】)

司法書士講座 2015年合格目標 スタンダード 民法ミニテスト第1回(第2回講義時配布)問題

- 1. 意思能力のない者の行為は無効である (大判明38.5.11)。意思能力とは、自己の行為の結果を判断することができる能力 (子供でいえば、大体6歳から7歳位から)をいい、正常な認識力と予期能力を含むものであるところ、就学前の幼児は意思能力を認めることができない。
- 2. 未成年者が、単に権利を得または義務を免れる法律行為をする場合においては、法定代理人の同意を得ることを要しない(民§5 I ただし書)。債務を免除する旨の債権者からの申込みを承諾することは、単に義務を免れる法律行為であるので、法定代理人の同意は不要である。
- 3.  $\times$  未成年者は,意思能力がある限り,自己のなした取り消すことのできる行為(民§ 5 I 本文)について,単独で取消しの意思表示をすることができ(同II),その際に法定代理人の同意を得ることを必要としない(民§ 120 I)。
- 4. 未成年者が法律行為をするには、原則として法定代理人の同意を得ることを必要とする(民§5 I 本文)。この同意は、未成年者自身あるいは未成年者と取引をする相手方のいずれに対してなされても有効である(通説)。
- 5. × 成年被後見人は、婚姻(民§738)等の一定の身分上の行為および 日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き、単独で法律行為を することができない(民§9)。そして、成年被後見人の場合は、成 年後見人の同意を得ても有効に法律行為をすることができないため、 成年後見人の同意を得ても取り消すことができる(民§120 I)。

P21

P25

P25